

令和6年第3回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和6年9月9日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長 沢田 広志 君
委員 是枝 貴裕 君
山下 克己 君
高田 浩子 君
中道 博武 君
辻 勲 君

副委員長 石田 健太 君
委員 伊藤 俊喜 君
鈴木 伸之 君
武田 真 君
水島 美喜子 君
小黒 弘 君
(議長 多比良 和 伸)

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 飯澤 明彦
砂川市教育委員会教育長 高橋 豊
砂川市監査委員 中村 一久

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 井上 守
総務部長 板垣 喬博
兼 会計管理 者
総務部審議監 安原 雄二

総務課長	岩間賢一郎
D X 推進課長	渡部島秀樹
市長公室課長	小三橋武真
市政策調整課長	安堀武田一修
会計課長	堀伊藤藤史
市民部長	安谷地雄哲
市民生活課長	作岡康哲
税務課長	佐藤義
保健福祉部長	東海林田秀樹
社会福祉課長	野田山雅喜
子育て支援課長	奥櫻上山藤泉
介護福祉課長	岩馬崎敏賢
ふれあいセンター所長	中本智和
子ども通園センター所長	朝日紀博
経済部長	為国泰朗
経済部審議監	堀倉下直久
兼開発推進課長	大内文忠
商工労働観光課長	和川端祥
商工労働観光課副審議監	
農政課長	
建設部長	
土木課長	
土木課副審議監	
土木課副審議監	
土木課副審議監	
建築住宅課長	
病院事務局局長	
兼附属看護専門学校事務管理者	
病院事務局次長	
兼医師診療支援室副審議監	
兼附属看護専門学校副審議監	
経営企画課長	
管理課長	
管理課技術長	
管理課副審議監	
医事課長	

地域医療連携課長 兼訪問看護ステーション副審議監	大坂衣里
教育研修センター副センター長	森田康晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教育次長 兼学校給食センター所長	東正人
指導参事	堤雅宏
教育委員会技監	徳永敏宏
学務課長	早川浩司
学校再編課長	玉川晴久
学校再編課副審議監	篠崎強
社会教育課長	谷口昭博
スポーツ振興課長	江末孝之
公民館長 兼図書館長	山形讓

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局長	川端幸人
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	板垣喬博
選挙管理委員会事務局次長	岩間賢一郎

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長	野田勉
農業委員会事務局次長	上山哲広

7. 本委員会の事務に従事する者

事務局長	為国修一
事務局次長	安武浩美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開会 午前11時00分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には沢田広志委員、同副委員長には石田健太委員を指名します。

休憩 午前11時00分

〔委員長 沢田広志君 着席〕

再開 午前11時00分

○委員長 沢田広志君 ここでお諮りします。

本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申出がありました。このことについて、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時01分

○委員長 沢田広志君 休憩中の会議を開きます。

◎開議宣告

○委員長 沢田広志君 直ちに議事に入ります。

○委員長 沢田広志君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算の6件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて債務負担行為補正、地方債補正及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入、歳出を一括審査する方法を進みたいと思います。こ

のことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質問したいと思います。

先ほど提案説明の中で国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、健康保険の被保険者証が廃止されるという説明がありました。まず、これはマイナ保険証を利用するということが前提になって行われる改正であると思いますけれども、その利用を基本とする仕組みについて、まず伺います。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 マイナ保険証の利用を基本とする仕組みというところでございます。

12月2日から従来の健康保険証が廃止、これは従来の被保険者証の新規発行を行わないということになりまして、それ以降はマイナ保険証の利用を基本とし、しかしながらマイナ保険証が利用できない方に対しましては資格確認書を交付するという形になります。ゆえに、従来どおり医療機関を受診するという点では特段問題が出てくるというものではないと考えるところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 資格確認書を持たない方には送るというお話がありました。

それで、このマイナ保険証を持っている方、持っていない方が今後どのような形になるのか。今、資格確認書というお話はあったのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 先ほどご答弁申し上げましたけれども、まずマイナ保険証を利用できる方、これはマイナンバーカードをお持ちになって、それで保険証としての利用を登録されている方、俗にひもづけという形でされている方はマイナ保険証をご利用いただく。例えばマイナ保険証を持っていない、または電子証明書、これはマイナ保険証に使う仕組みであります。こちらの有効期限が切れていたり、それに対してマイナ保険証のひもづけをされていない方、これらマイナ保険証が利用できない方は資格確認書を送付させていただくので、そちらをご利用いただくということでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまのお話の中で、資格確認書の点につきましてもひもづけされていない方というお話もありましたけれども、今後ひもづけはされていたけれども、取りやめにしたいのだという場合はどのような申請方法になるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 既にマイナ保険証としての利用登録されてひもづいている方、何らかの事情によりましてそれを解除したいということは、今のところではできない仕組みであります。今後利用解除するという手続きが実装され、手続きが行えるようになると聞いているところでございます。

私の持っている情報では、その利用解除の申請ですが、こちらは各健康保険の保険者に申請をするという形になると聞いております。ですから、国民健康保険加入の方が解除したいということであれば、市役所の窓口にて申請をしていただくという形になると聞いております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 マイナ保険証ということでのお話でありますけれども、初めに登録された方が5回目、5年後になってしまって、新たに申請をしなければいけない方が出てくる可能性があるかと思うのですけれども、そういったひもづけされている方についてはどのような取扱いになるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 先ほど言ったマイナ保険証の利用に関しては、電子証明書が有効な状態であるというのが一つの前提になってまいります。これは、マイナ保険証に限らず、コンビニ交付の住民票のサービスなどにも活用されているものでありまして、電子証明書の発行から5回目の誕生日を迎える段階で一応有効期限が切れるということでありまして、それに関しましては、健康保険とは別にマイナンバーカードの話で有効期限が切れる前にご本人宛てに電子証明書の更新をということで通知が届きますので、更新をしていただく。それによって、引き続きマイナ保険証をはじめ、その他のサービスの利用も続けられるということになってまいります。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまのお話によると、5年後に手続きしてくださいという書類が届いて、申請をしなければいけない。申請をしないと、国保というか、マイナ保険証はひもづけになっていますので、そういった場合で申請がされなかったり遅れてしまったりした場合はどのような形になるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 私どもで聞いている情報では、電子証明書の有効期限が切れてから3か月までの間は引き続き保険証の利用はできるという取扱いになると聞いております。ですから、更新の手続きなどをされなければ、3か月後には保険証としての利用が

できなくなるということでありまして、それによってマイナ保険証が使えない状態になった方に対しては、その情報が届きますので、それに基づいて資格確認書をこちらからお送りするという取扱いになると聞いているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまのお話、全体的に聞いておられますと、まだ決定はしてありませんがとか、そういった話が結構多いのかと。また、情報が交錯しておりまして、市民の方々が大変困っておられるという声も聞いておりますけれども、今後の細かい周知が必要になるかと思うのですけれども、その点について伺います。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 市民の方も従来の保険証が廃止になるということをお聞きになって、やはり不安になっているところもあるかと思えます。また、国のPRなどもマイナ保険証の普及というところはかなり力が入っていて、マイナ保険証をお持ちでない方の対応というところがなかなか届いていないのかと感じるところもでございます。その点も含めまして、一つのポイントとしては12月2日、健康保険証の新規発行ができなくなるということ、それから来年の7月末までは国民健康保険の保険証をお持ちの方は有効期限がありますけれども、それまでの間は今の健康保険証をお使いいただけますが、8月の切替えのタイミング、ここがまたもう一つのポイント。マイナ保険証をご利用いただける方はマイナ保険証をそれ以降ご利用いただけますが、マイナ保険証を使えない方は資格確認書をお送りします。こちら辺のポイントで必要な情報、正確な情報を広報やホームページ、それから資格確認書をお送りする際にはご本人に郵便でお送りいたしますので、チラシなどを考えながらしっかり周知を図っていきたいと思っております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 先ほどから説明もありますように、12月2日から保険証が使われなくなるということが宣伝されて、慌ててマイナンバーカードで医療機関を受診しなければならないのではないのかとか、資格確認書、あとは来年7月まで使えるということは、早急にまずお知らせすることが重要ではないかと思えます。

道内でもひもづけミスは9,000件以上というところでも聞いております。そういったところで、事務対応、そして細かいことは本当に分からないことだらけですので、その都度分かりやすい周知に努めていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私たち社会経済委員は、例えば今の国保の被保険者の人数とか登録者数とか、未登録者の人数は知っておりますので、そこは聞かないですけれども、マイナ保険証の利用率というのは、砂川市では全国よりは多い17.8%。マイナ保険証を持っていても利用されている人が17.8%しかいないという状況の中で、その方々も今は保険証

も同時に持っていらっしゃるから、保険証を使っていらっしゃるのだらうと思うのです。それが急に12月2日から、正確に言えばもう少し長い期間保険証も使えるということなのですけれども、非常に混乱されるだらうなど。これが広報や何かでいろいろと出てきた場合ですね。

それで、まず聞きたいのは、そういったトラブル、あるいは問合せ等々がこれから増えてくると思うのですけれども、市の対応としてはどういうことを考えていらっしゃるのかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 お問合せに対する対応では、まずもって正確な情報をしっかりお伝えするというところに限るかと思えます。先ほど来申し上げているとおり、マイナ保険証が使える方、使えない方、それぞれいますけれども、マイナ保険証を使えない方にはこちらからプッシュ型で資格確認書をお送りするというところでもありますし、その点マイナンバーカード、マイナ保険証を持っている方、持っていない方で医療機関にかかる際に何らかの不利益が出るということは考えていないというところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 調べていくと、今後なのですけれども、国の資格確認書の有効期間は5年以内ということのようなのですけれども、砂川市の場合は、資格確認書の有効期間というのは大体何年ぐらいと考えていらっしゃるのかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 資格確認書の有効期限、期間といたしましては、従来の国民健康保険の保険証と同様、1年間ということで想定をしております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それから、今の保険証というのはこんな小さなものになるのですけれども、これから送られてくる、もう少し先になるかもしれないけれども、送られてくる、マイナ保険証を持っていない方の資格確認書というのはどんな様式になるのか、今の段階で分かる範囲でお伺いします。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 資格確認書ですが、現在使っている健康保険と同様のサイズ、同様の台紙を使って交付をするという想定でいるところでございます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について質問したいと思います。

まず、提案説明の中でマイナンバーカードと被保険者証が一体化されることに伴っての条文を整理するというお話がありました。

そこで、後期高齢者、対象の方ですね、まずマイナ保険証とひもづけされている方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 後期高齢者医療保険、マイナンバーカードとのひもづけをされている方でございますが、私の手元にある資料が6月末時点ということになりますが、後期高齢者の医療保険の加入者が3,733人、そのうちマイナ保険証の利用登録をされている方が2,144人、よって割合といたしましては57.43%ということになっております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 割合的には高いのかと思うわけなのですが、後期高齢者対象の方は高齢の方ということになります。高齢の方になりますと、先ほどの情報でさえテレビ、

新聞等の情報が非常に多くて、非常に分かりづらいところがあります。そして、すごく不安に感じて、どうなるのだろうという不安を感じていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますので、先ほど国保でも伝えさせていただきましたが、分かりやすい周知を今後も定期的に細かく行って、そういった市民の方々の不安が少しでも解消されるように努めていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も同じようなことになっていくのですけれども、今登録者数、それからパーセントも57.43ということで、やはり後期高齢者の方々は登録されている方が若干一般の方よりも少ないなと思うのですけれども、ここで伺いするのは、登録者数のうちのマイナ保険証の利用率、こちらをお伺いします。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 同じく令和6年6月の時点では、マイナ保険証の利用率といたしましては11.84%となっております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 こちらもやはり先ほどの17.8%と比べると、マイナ保険証を持っていてもマイナ保険証を使っている方が11.8%しかいないという状態なのです。ここで期間に若干のゆとりはあるにしても、一気に持っている人はそれしか使えませんという状況になっていくわけですね。ここで幾ら言っても仕方がないので、国に言わなければ仕方がないことなのですけれども、ただ相当困る方々が、特に後期高齢者の関係になってくると、これは広域の連合でもあるので、直接的に砂川市がというと、これもまた難しい点なのですけれども、でも砂川市内に住む後期高齢の方々の困り事はしっかり役所で受けてほしいとは思いつつのことですけれども、今市内の医療機関等ですけれども、薬局も含めて、マイナ保険証に対応できないところというのはあるのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 マイナ保険証への対応という部分では、そちらの情報は厚生労働省のホームページなどに掲載されておりますが、そちらを見ますと、市内の調剤薬局、それから病院、それから歯科は全て対応できるという形になっております。

ただ、整骨院等の関係では、利用できる場所は見たところ見当たらなかったという状況ですので、ただオンライン資格確認といいますけれども、マイナ保険証で資格確認。こちらの導入義務は課せられておまして、その点からすると順次そちらの医療機関も対応が進むのではないかと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほども聞いたのですけれども、後期高齢者の被保険者証というのは国

民健康保険の被保険者証とは違って、少し大きめ、私も持っていますけれども、大きめなものになっているのですけれども、こちらも資格確認書になった場合、どんな状況になるのかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 後期高齢者医療保険が保険証がどのような形という情報は連合からまだ届いておりませんが、基本的には従来どおり台紙を流用して対応するのではないかと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これも特に後期高齢者の関係でいくと、先ほども言ったとおりマイナ保険証を持っているのだけれども、使いづらいというお年寄りが本当に多いのです。自分が病院に行っても、なかなか顔認証がうまくいかなかったり、暗証番号になると忘れてしまっていたりという混乱はたくさん起こってくるだろうと思う。というのは、利用率が少ないからです。それまで保険証でやっている人がもう保険証駄目ですと言われて、大慌てになってマイナ保険証を使うということになってくるので、慣れていけば多分大丈夫にはなってくるのだろうと思うのですけれども、この辺の対応というのは、特に後期高齢医療の関係には気をつけていただきたいなと思うのです。まだまだ未登録の方々も半分近くいらっしゃる。この方々は、もしかするともう施設に入っていたり寝たきり状態になっていたりと、マイナ保険証を取るだけでも大変な方々も結構いるのだろうと思うのです。その方々は、資格確認書が来れば今までと同じ保険証の扱いでいけるのですけれども、マイナ保険証を持っている方々が施設に入ったりすると、今度施設の方々が本人をどう確認していくのか、暗証番号をどう預かっていくのか。もしもなくしたときに、本人確認、それから家族の方々が、非常に複雑な方法になってくるだろうと思うのです。そういう困ったときには役所に問い合わせてもいいのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 後期高齢者医療保険の廃止に向けての窓口ということで、市役所、市民生活課になっておりますので、お困りの際はご相談いただきまして、それに対しての対応、広域連合に確認したりとかということも出てくるかもしれませんけれども、対応は図ってまいりたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

22ページ、第3款民生費、第3項生活保護費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、24ページ、第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、26ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、28ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、5ページ、第3表、地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。10ページから20ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 沢田広志君 以上で本委員会に付託されました議案第4号から第6号、第1号から第3号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午前11時32分